

様式第3号(第12条関係)

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回伊勢崎市介護保険運営協議会
開 催 日 時	令和6年9月24日（火）午後1時30分から
開 催 場 所	市役所東館5階 第1会議室
出 席 者 氏 名	（委員） 久保田会長、岡田委員、木暮委員、尾内委員、南雲委員、都丸委員、島田委員、岡部委員、川端委員、寺岡委員 （事務局） 長寿社会部長、長寿社会部副部長、高齢政策課長、地域包括支援センター所長、介護保険課長、保険料係長2名、給付係長2名、認定係長2名、介護保険課給付係職員3名
傍 聴 人 数	0名
会 議 の 議 題	協議事項 (1) 第8期介護保険事業計画における計画値と実績値について ・要介護認定について ・介護給付について (2) 地域密着型サービス運営委員会 ・地域密着型サービス事業所の新規指定について
会 議 資 料 の 内 容	・第8期高齢者保健福祉計画における推計値と実績値について －要介護認定－（資料1） ・第8期高齢者保健福祉計画における計画値と実績値について －介護給付－（資料2） ・指定地域密着型サービス事業所指定申請書（資料3） ・サービス概要（別紙）

会 議 に お け る 議 事 の 経 過 及 び 発 言 の 要 旨	1 開会 2 あいさつ 3 介護保険運営協議会委員の交代について (事務局) 老人クラブ連合会を代表する委員が、宮田委員から尾内委員へと交代となりました。 4 協議事項 (会長) それでは、これより議事を進行いたします。次第4の議事、(1)の第8期伊勢崎市介護保険事業計画における計画値と実績値について事務局より説明をお願いします。 (事務局) 議事の(1)第8期伊勢崎市高齢者保健福祉計画における推計値と実績値についてのうち、要介護認定について説明させていただきます。資料1をご覧ください。始めに「伊勢崎市の介護認定の現状」について、ご報告いたします。1ページから6ページになります。 1ページをご覧ください。平成25年度から令和5年度までの10年間の第1号被保険者数の推移と認定率の推移でございます。各年度3月末日現在の状況でございます。はじめに、認定率についてです。伊勢崎市の認定率は赤の折れ線、全国平均は黄色の折れ線、群馬県平均は青色の折れ線となっています。伊勢崎市の認定率は、令和元年度までは、群馬県平均及び全国平均を上回っていましたが、令和2年度に全国平均と同率の18.7%となった後は全国平均の認定率を下回っています。次に、被保険者数についてですが、団塊の世代が65歳に到達し始めた、平成24年から平成27年では、65歳到達による資格取得者が年間3,000人を超えて、死亡等による資格喪失者を大きく上回り、年間で被保険者が1,500人増えていました。 今から10年ほど前の平成24年から平成27年のことでございます。当時と比較しまして、令和5年度の状況ですが、資格取得者2,543人に対し、資格喪失者は2,408人となっており、前年度からの増加は135人と、被保険者の増加は鈍化しております。これに関連する右下のグラフをご覧ください。65歳以上の被保険者を年齢階層別に見た人数の推移でございます。 こちらは毎年度9月末日時点の状況になります。真ん中の点線の折れ線が75歳から84歳の人数です。団塊の世代が75歳から84歳の階層に達したことにより、令和3年度から令和4年度に18,035人から19,009人へ約1,000人増加、令和4年度から令和5年度に19,009人から20,028人へ約1,000人増加しています。令和5年9月から令和6年3月の6か月間においても20,028人から20,519人に約500人増となっています。グラフ中の上の折れ線は65歳から74歳の人数であり、令和3年度以降は減少に転じております。下の折れ線は85歳以上の人数であります。平成30年度から令和4年度までは、年間で200人ほどの増加がありましたが、4年度から5年度にかけては34名の増となっております。直近の状況ですが、令和6年8月末が9,033人でありますので、こちらの年代は、減少に転じておりません。以上で1ページを終わります。
--	---

	2ページをご覧ください。伊勢崎市の要介護・要支援認定者数と認定率、それと各年度の介護度別の認定者数の推移をグラフにしたものになります。平成27年度から令和5年度までの推移で、各年度3月末日現在の状況でございます。認定者数は平成27年度の9,003人から、令和5年度の10,159人に1,156人増えています。増加率は12.8%です。グラフの下に記載してありますとおり、全国平均の増加率は14.6%、群馬県平均の増加率は11.6%です。 全国平均を下回っていますが、群馬県平均を上回っています。介護度別では、要支援1の認定を受ける人が増加しています。平成27年度が1,165人、令和5年度は1,418人、253人増えており増加率は22%で、介護認定者全体の増加率12.8%を超えて増加しています。一方で、要介護1および要介護2の増加は、全体の増加率12.8%を下回っています。最たる特徴として、要介護4の増加があります。要介護4の認定者は平成27年度の1,270人から令和5年度の1,741人に37%の増加となっています。 3ページをご覧ください。こちらは、先ほどの2ページの介護度別の認定者数を再構成したものです。各年度の要介護・要支援認定者全体のうち、各介護度の人、どれほどいるかという見方になります。平成27年度から令和5年度までの推移を見ると、当然のことになりますが、前のページで申し上げたとおり認定者に占める要支援1と要介護4の人の割合が上昇しています。認定者のうち要介護4の人の割合は、令和5年度は17.1%、全国平均が12.6%、群馬県平均が14.7%ですので、全国および群馬県と比較して高い割合となっており、伊勢崎市の顕著な点といえます。割合が上昇している要支援1については令和5年度が14.0%ですが、全国平均の14.5%を下回っています。 4ページをご覧ください。こちらは、令和5年度末における伊勢崎市の認定率を、全国平均、群馬県平均及び近隣4市の認定率と比較するものです。近隣4市については、グラフの下では旧5市と記載しております。認定率全体としては、1ページ目でご覧いただいたとおり、伊勢崎市の認定率は18.8%でありまして、全国平均の19.4%を0.6ポイント下回っています。群馬県平均は17.8%でありまして、伊勢崎市は群馬県平均を1.0ポイント上回っています。旧5市のなかでは、C市の21.0%に次いで、高い認定率となっています。要介護度別で見る本市の特徴として、要介護3以上の重度認定の割合が高い状況です。要介護3と要介護4および要介護5の率を足しますと、伊勢崎市は7.7%であり、旧5市では最も高い認定率であります。また、全国平均の6.5%、群馬県平均の6.8%を上回っています。先ほども申し上げましたとおり、他との比較においても要介護4の認定率が高くなっております。一方、要介護1と要介護2の認定率は旧5市では最も低く、全国平均および群馬県平均と比較しても低い認定率となっています。 5ページをご覧ください。こちらは令和5年度末における75歳以上、それから85歳以上の認定率を、全国平均、群馬県平均及び近隣4市の認定率と比較するものです。全国平均との比較では、75歳以上が全国31.1%、伊勢崎市30.9%であり、全国平均を0.2ポイント下回っています。85歳以上では、全国平均59.1%、伊勢崎市61.6%ですので、全国平均を2.5ポイント上回っています。要介護
--	--

	度別で見る本市の特徴は、先ほどと同じく要介護3以上の重度認定の認定率が高い状況です。年齢階層別に見ても、やはり要介護4の認定率が高くなっております。 6ページをご覧ください。こちらは65歳から74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の認定率の推移を、群馬県平均及び全国平均と比較するものです。平成27年度から令和5年度までの推移でありまして、棒グラフの黄色が全国平均、青が群馬県平均、赤が伊勢崎市です。後期高齢者の認定率については前のページと同じ指標であります、時点が3月末と9月末と異なりますので認定率が異なります。ご了承ください。上のグラフをご覧ください。令和5年度における前期高齢者の認定率は、伊勢崎市は4.3%、全国平均が4.4%、群馬県平均が4.0%であります。全国平均からは0.1ポイント低く、群馬県平均から0.3ポイント高くなっています。年度間の推移をみますと、認定率の変動は、ほとんどありません。下のグラフをご覧ください。令和5年度の後期高齢者の認定率は、伊勢崎市は、30.7%で前年の令和4年度の31.5%から0.8ポイント下がっております。こちらの後期高齢者の認定率については、平成27年度以降、伊勢崎市、全国平均、群馬県平均ともに、年を追うごとに認定率は下降しています。 7ページをご覧ください。第8期計画における推計値と実績値についてご報告します。ページの上段が人口の推計と実績、ページの下段が第1号被保険者数及び認定者数の推計と実績になります。昨年度の第9期計画の策定において既出の値であります、改めてご確認をお願い致します。推計値と実績値ともに時点は各年度9月末日、または10月1日です。まずページ上段、一覧表中の総人口の欄をご覧ください。令和3年度は、推計212,828人に対して、実績が212,671人で、乖離は157人。令和4年度の乖離は87人。令和5年度は、推計211,958人に対して、実績が212,391人で乖離は433人、実績が推計を433人上回りました。総人口に関しては、令和3年度と令和4年度は、ほぼ計画どおりと言って差し支えないと思います。ただし、生産年齢人口・年少人口というように、年齢区分別に見ますと、乖離もございまして、令和5年度では年少人口が推計を約500人下回っています。続きまして、年齢区分別の65歳以上人口についてです。グラフも合わせてご覧ください。令和3年度が乖離74人、令和4年度が乖離88人、令和5年度が乖離138人ということで、乖離は大きくなかったと思います。高齢化率の推計と実績の乖離については、各年度0.1ポイントでした。令和5年度の高齢化率が推計値の25.7%に対して実績が25.6%と0.1ポイント下回ったのは、総人口が推計を433人上回り、65歳以上人口が推計を138人下回ったためでございます。高齢化率については、令和2年度の25.1%から令和3年度が25.4%、令和4年度が25.6%と上昇が続きましたが、令和5年度は前年に引き続き25.6%で同率でありました。65歳以上人口の増加はあったものの、生産年齢人口が前年から約500人増加したため、高齢化率を維持したものです。次にページの下段をご覧ください。要支援・要介護認定者数と認定率の推計値と実績値を比較したものになります。グラフの方をご覧ください。グラフの左側、黄色の棒グラフが平成30年度から令和2年度までの実績です。グラフの真ん中、青系の棒グラフが令和3年
--	---

	度から令和5年度までの推計です。グラフの右側、黄色の棒グラフが令和3年度から令和5年度までの実績です。認定者数については、計画を策定していた当時の令和2年9月の認定者数から、毎年度約270人ずつ増えるという推計をしました。この推計に対して、実績は令和2年度から令和3年度の増加が36人、令和2年度から令和5年度の3年間の増加が、9,988人から10,069人と81人でした。認定率も令和2年度の18.7%から0.1ポイント下がって18.6%が令和3年度から令和5年度の3年間続きました。推計と実績の乖離についてですが、推計をした当時の令和2年度の状況においてですが、新型コロナウイルス感染症は、それほど長引かないだろう、令和3年度中には収束に向かうという推計をしたこと。コロナ禍の外出自粛等により要介護状態への移行リスクが高まり、令和3年度には新規の介護認定申請者が増加するのではないかと。認定率が30%を超える75歳以上の被保険者の増加により、認定者数が増加するという推計でした。実績を申し上げますと、75歳から84歳の被保険者は、1ページのグラフにありますけれども、令和2年度の17,917人から令和3年度は18,035人と100人余りの増加でしたが、令和3年度から令和4年度が970人増加、令和4年度から令和5年度が1,000人余り増加しました。85歳以上の被保険者についても、令和2年度の8,589人から令和5年度は8,984人と3年間で約400人増加しましたが、認定者数はほぼ横ばいと言える状況でした。乖離の要因についてですが、厚生労働省でも、認定率の伸びが全国的に鈍化している、介護サービスを使い始める時期が少し後ろにずれている、認定を受ける年齢も少し後ろ倒しになると言及しています。コロナ禍を契機に健康維持や介護予防の意識が高まり、健康に留意して出来る限り自立した生活を送りたいという高齢者が増えたこともあるのではないかと考えております。また、サービス利用状況がコロナ前の水準に戻っていないということもあり、サービスの利用控えに加えて、認定控えも多少はあったものと推察しております。また、昨年に乖離要因として上げさせていただきましたが、認定を受けている方がお亡くなりになるケースが増えているということがありました。認定を受けておりお亡くなりになった方は、令和元年度に1,490人であり、令和4年度は1,829人ということで増えていきますと前年にご質疑に回答いたしました。令和5年度においてはお亡くなりになった方は1,716人ということで、前年の1,829人から若干少なくなっておりますが、令和元年度に比較すると令和4年度と同じく多くの方がお亡くなりになっています。一方、新規の認定者については、令和4年度の2,297人から令和5年度は2,438人と141人増えております。認定者数が増える、減るについては新規認定、死亡等の資格喪失のほかにも、認定を受けたけども、更新申請をしないというケースもございます。介護保険課のほうでも、認定の有効期間満了の2か月前に更新に係る通知を送付しているところですが、有効期間の満了までに認定の更新申請をしなかった方が、令和4年度、令和5年度ともに400人ほどいらっしゃるという状況がございます。 最後に8ページをご覧ください。こちらは、要介護度別認定者数の推移を推計値と実績値で比較した資料になります。グラフのほうをご覧ください。介護度別にそれぞれ、3ヵ年の推計、実績を比
--	---

較するものです。横軸が要支援1から要介護5、縦軸が介護度別の認定者数になっております。一番左の要支援1をご覧ください。6本の棒グラフがありますが、赤系が令和3年度で、左が推計、右が実績の人数です。令和4年度と令和5年度も左が推計、右が実績と同様の並びとなっています。令和5年度の推計と実績、黄色の棒グラフの左右になりますが、要介護3と要介護4の認定者数が推計をわずかに上回っております。また、3ヵ年を通じて推計を下回ったのが、要支援1および要支援2、要介護1と要介護2、それと要介護5の認定者数でございました。計画における推計値と実績値についてのうち、要介護認定については以上でございます。

(事務局)

続きまして、介護給付について説明します。資料2をご用意ください。まず初めに第8期計画の令和5年度の進捗状況を報告します。

第8期計画は令和3年度から令和5年度までの3ヵ年計画であり、今回の報告は計画最終年度の令和5年度となります。1ページをご覧ください。第8期計画の総括として令和3年度から令和5年度までの計画値と実績値の比較になります。第8期計画を策定する際に、新型コロナウイルスの影響を考え、基本的に65歳以上の第1号被保険者の自然増のみを考え、サービスの伸びは考慮せず計画値を策定しましたが、結果として自然増による伸び以下の結果となったことにより3ヵ年をかけ、ほとんどの給付額の項目において計画値より実績値が下回っていることがわかります。上から3段目の総給付費について令和5年度の計画値との乖離を実積率パーセントで示してありますが、96.9%となっており、3ヵ年を通した率になると96.8%となります。給付費としては分母が150億円という大きな数字になるので1%のずれで1億5,000万円となるため大きな乖離のようにも見えますが、実績を%で表記しますと96.8%から96.9%となっております。この実積率が高いのか低いのかを確認するために、12市の実績を調査し比較したところ、令和5年度の単年度の実績は県内12市中で1位、3ヵ年においても2位となっております。そのことから、相対的に高い実績率で運営ができたと考えております。

2ページをご覧ください。令和5年度の各サービスの給付費の計画値と実績値の比較した表となります。こちらの左側の表は、要介護1から要介護5の方のサービス給付である介護給付費と、右側の表は要支援1及び要支援2の方のサービス給付である予防給付費の各サービス別の実績値と計画値を比較したものとなっております。一番下の介護給付費計の部分を見ますと、実績値が計画値を約4億8,600万円下回っております。給付費での計画値との乖離が大きかったものについて抜粋して説明いたします。まず計画値を下回ったサービスについて、左側の介護給付費の上から6段目にございます通所介護（通称：デイサービス）が計画値に対しマイナス1億4,600万円となっており、実績率は95.9%となっております。これは利用者増を見込みましたが、コロナ禍での利用控えが続いているため、利用者が伸びない事が影響していると思われます。続いて、表全体の中ほどにある地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護、通いを中心に訪問や宿泊サービスの3つのサー

	ビスを同じ施設にて提供する特色あるサービスなのですが、こちらもマイナス1億2,700万円で実績率71.5%と大きく下回っており、これは1事業所が令和3年度から看護小規模多機能型居宅介護という同じ地域密着型サービスに移行したため事業所が減少したこと、また定額制の料金形態であるため、利用方法によっては割高になってしまう事や、提供されている3つのサービスを他の事業所で受けること（併用利用）ができない等の使いづらさもあり利用が伸びなかったものと考えております。次に、計画値を上回ったサービスについて、表の上から5番目の居宅療養管理指導、こちらサービス内容としては、通院が困難な利用者の自宅を訪問し、医師・薬剤師・管理栄養士などの専門職が療養上の管理・指導をおこなうものになります。こちらは計画値に対し、プラス8,000万円で実績率170.8%と大きく上回りました。これは市内で居宅療養管理指導に力を入れる病院等の訪問回数が年々増えていることが要因と考えられます。 つづいて3ページをご覧ください。令和5年度のサービス別受給者数と利用回数、月平均についてサービス種類別、介護給付・予防給付別に計画値と実績値の状況を集計しております。受給者数でも通所系サービスが計画値を下回っており、小規模多機能型居宅介護が実績率で69.0%、通所リハビリテーションが82.1%と計画値を大きく下回っております。 続いて、4ページから6ページにつきましては、介護給付と予防給付についての令和4年度と令和5年度の給付実績を比較したものになります。 4ページの介護給付費での対前年度比較についてですが、一番下の段の介護給付費計で対前年度比約5億3,400万円の増となっております。表の一番右側が前年と比較した増減率になりますが、件数、給付費ともに伸びている事からコロナ禍から徐々に回復している傾向に伴う増加であると考えております。特に、上から6段目にある通所介護においては受給者の数の増加と一人当たり利用回数の増加により約1億6,800万円の増加となっております。 次に、2の現状分析、他市との比較等について厚生労働省が提供している地域包括ケア「見える化」システムを活用した本市の介護給付の特徴について説明をさせていただきます。 7ページの伊勢崎市の介護費用額の推移をご覧ください。棒グラフについては本市の平成27年度からの年間介護費用額の推移を表しており、高齢化の進展により年々増加しております。見える化システムでは、費用額を「施設サービス」「居住系サービス」「在宅サービス」に3区分して表示していますが、3つのサービスすべて増加傾向となっております。折れ線グラフについては、第1号被保険者1人あたりの1月の介護費用額を表しており、全国、群馬県、本市で比較しています。こちら、母数が一号被保険者となるため、次のページ以降で説明いたします利用率、受給率に影響し、結果として本市は低い状況となっております。 次に、8ページの利用率、9ページの受給率についてとなります。折れ線グラフが認定率を示しており、棒グラフが利用率、受給率をそれぞれ示しています。8ページの利用率とは、介護認定されている方を母数として、実際に介護サービスを利用している割
--	--

	合を示します。また、9ページの受給率については、第1号被保険者数を母数として実際に介護サービスを利用している割合を示します。その割合を全国、群馬県、伊勢崎市のほか、旧4市にて比較した表になっています。利用率、受給率が双方ともに相対的に低い状況になっております。伊勢崎市における認定率は全国と群馬県の間で推移している状況であることから、サービスの利用希望が無い方がいつでも利用できるよう備えている。その数が一定数以上いる事が考えられます。 次に、10ページ、サービス3区分別の令和4年度と令和5年度の受給率の比較です。上が在宅サービス、真ん中が居住系サービス、下が施設サービスのグラフとなっております。こちらも全国、群馬県、伊勢崎市のほか、旧4市にて比較した表となりますが、ほぼ変化が無い状況です。伊勢崎市の居住系サービスに減少の動きがありますが、受給者数で確認しますと増減は0人でありましたので、減少の原因は令和5年度に受給率の母数である第1号被保険者が130人程度、増加したことにより受給率が減少したものです。 11ページから12ページは受給者1人あたり給付月額と、受給者1人あたり利用日数・回数を参考までに添付させていただきます。 次に13ページは市内の介護サービス事業所数となっております。前年と比較した表となります。中段にある地域密着型介護サービスについて、これまで0か所であった定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ですが、整備計画にて令和5年度に1事業所設置を計画しておりましたが、令和6年4月1日付で1箇所設置されました。こちら24時間365日対応が可能な訪問サービスとなります。現在利用者が1名になります。 私からの説明につきましては、以上となります。 (会長) 只今の事務局の説明についてご質問等がございますか。 (委員) 資料1の7ページ認定者数・認定率の推計値と実績値のところで、平成30年度から令和2年度までの実績値、令和3年度から令和5年度までの推計値、実績値についてどのような見方をすればよろしいのですか。 (事務局) 令和3年度から令和5年度までの推計をする際には、その前の3ヵ年計画期間の平成30年度から令和2年度の認定者数等の状況を見ながら推計を行いましたので、平成30年度から令和2年度は、認定者数と認定率がこういう状況で、令和2年度の認定率18.7%に対して令和3年度は令和2年度から認定率が上昇すると推計したのが青のグラフになっていますけれども、その推計に対して、一番右、実績を見ますと、認定率は平成30年度の18.6%から令和5年度までほぼ変わらず18.6%であったという見方をしていただきたいと思いますと考えグラフを3つ設けたものでございます。 (委員) そうすると、令和3年度から令和5年度の認定者数等の実績は、最初予定していた推計値を下回り、平成30年度から令和2年度に比べて、それほど極端には変わっていないというとらえ方でよいということですね。
--	--

	(事務局) そのとおりです。令和3年度から令和5年度の実績は、推計を下回っておりまして、認定率では平成30年度から令和5年度の6年間は、ほぼ18.6%の横ばいであったという見方をしていただければと思います。 (委員) はい、分かりました。ありがとうございました。 (会長) このところは平成30年度から令和2年度までの推計値が入っていなかったことで見づらかったところもあったでしょうか。結果的には平成30年度から令和2年度までの推計値と実績値はそんな変わらないけれど、直近の令和3年度から令和5年度までの推計値と実績値が大きく変わったのでそこを強調して見やすいようにという形にということですね。 他にご質問、ご意見等はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。それでは質問がないようですので、(1)の第8期伊勢崎市介護保険事業計画における計画値と実績値について、ご異議ございませんでしょうか。 (委員) 異議なし。 (会長) ご異議がないようですので、本件については承認することといたします。 次に(2)伊勢崎市地域密着型サービス運営委員会についてですが、これより会議は個人情報が含まれておりますので、非公開となります。 それでは、議事を続けます。地域密着型サービス事業所の新規指定についてですが、今回は地域密着型通所介護事業所が1件ございます。事務局より説明願います。 (事務局) 今回ご審議いただきますのは、地域密着型通所介護の新規指定1件となります。初めにご審議いただく事業について簡単に説明します。 右上に別紙と書かれた資料の1ページを、ご覧ください。サービス概要について説明します。地域密着型通所介護は日中に施設に通い、日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスとなっております。利用定員18人以下の小規模なデイサービスで日帰り通って入浴、食事の提供、生活等についての相談、助言、健康状態確認といった日常生活上のサービスや、機能訓練、レクリエーションなど趣味活動を行うサービスです。 続いて指定申請について、右上に資料3と書かれた申請書類から説明いたします。1ページをご覧ください。申請者ですが、合同会社社長沼プランニング代表社員長沼豊子さんです。指定を受けようとする事業の種類は、地域密着型通所介護、事業開始予定年月日は令和6年10月1日です。 次に2ページをご覧ください。事業所名はロコモリハビリケア。所在地は境下湊名2463番地2です。利用定員は15人です。 ここで初めにご覧いただいた別紙にお戻りいただき、2ページの
--	--

	事業所内容とあわせてご覧ください。表の上から5行目以降に人員等について基準と合わせ載せております。管理者は当該事業所の生活相談員および機能訓練指導員の兼務となります。従業者の職種と員数について、生活相談員は常勤専従1人、常勤兼務1人。介護職員は常勤専従1人と常勤兼務1人。看護職員は非常勤兼務2人。機能訓練指導員は、常勤兼務2人、非常勤兼務2人です。基準については、まず生活相談員は、サービス提供時間数に応じて1以上、介護職員は単位ごとにサービス提供時間数に応じて常時1以上、生活相談員または介護職員のうち1人以上は常勤であることが必要です。看護職員は単位ごとに1以上。機能訓練指導員が1以上必要となります。必要な員数については、資料3の5ページから6ページの勤務表により、基準以上の配置であることを確認しております。また、必要な資格については、資料3の7ページから17ページの資格証明等により、基準を満たしていることを確認しております。 資料3の18ページをご覧ください。18ページから19ページまでが、事業所の平面図及び設備等一覧表になりますが、条例で定める基準を満たしております。また、消防法に基づく非常災害設備も備えております。 以上で説明を終わります。申請のとおり新規指定いたしたく、御協議のほどよろしくお願ひします。 (会長) 只今の事務局の説明についてご質問等がございますか。 質疑がないようですので、この事業所の新規指定について、ご異議ございませんか。 (委員) 異議なし。 (会長) ご異議がないようですので、この事業所の新規指定については、承認することといたします。 5 その他 (会長) その他につきまして、事務局から何かございますか。 (事務局) 次の開催につきましては、11月下旬頃を予定しております。10月の下旬に改めて開催通知を発送させていただきますのでよろしくお願いいたします。 (会長) 以上をもちまして、介護保険運営協議会の議事を終了致しましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。 6 閉会
--	---